

令和8年度 持続可能なまちづくり推進事業支援業務 仕様書（案）

1 委託業務名

令和8年度 持続可能なまちづくり推進事業支援業務

2 対象区域

長野県下高井郡山ノ内町

【概要】

面積：265.9 km²

人口：11,111人（令和8年3月1日現在）

高齢化率：42.1%（令和7年4月1日現在）

3 業務の背景

山ノ内町の人口は令和7年（2025年）12月1日現在で10,947人であり、昭和30年（1955年）をピークに減少が続いており、昭和60年（1985年）の住民基本台帳人口18,723人から40年経過し7,776人の減少（▲41.5%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和52年（2070年）には3,689人に減少し、令和7年（2025年）と比較して約3分の1にまで減ると推計されている。（第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画より抜粋）

本事業は、エステー株式会社、北信州森林組合及び瑞穂木材株式会社の三者と山ノ内町が締結した「脱炭素社会の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定」に基づき、令和6年度より継続して実施している。シティフレグランスの創出・アロマ商品の造成、プロモーションの実施に加え、地域資源のアップサイクルをきっかけとした地域住民のシビックプライド向上施策、さらには地域商社の設立検討を通じた新規産業創出による地域経済の活性化など、官民連携手法を用いて「若者・外国人に選ばれ、稼げるまちづくり」という目標達成に向けた取り組みを進め、住民生活の質の向上を図り、暮らしやすい社会環境の提供が可能な状態を目指している。

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

5 業務の目的

令和6年度実施「山ノ内町「香りを活用したまちづくり」戦略立案支援業務」及び令和7年度実施「山ノ内町官民連携推進事業支援業務」の各成果物を用いて、3 業務の背景に記述した包括連携協定のプロジェクトを遂行し、「若者・外国人に選ばれ、稼げるまちづくり」に向けた持続可能なまちづくりに繋げることを目的とする。

6 事業の内容

令和7年度までに開発した商品の販売強化に向けた、ブランディング・プロモーション・商品戦略の策定及び検証に注力する。

また、多様な顧客層や販路に対応できるブランド向上を目指し商品の新規造成を行う。商品のターゲット層に訴求可能な商品を開発すると同時に、引き続き「資源のアップサイクル」をテーマとした商品とするため地域資源の活用、地元学生との環境保全活動を強化するための事業を実施する。

さらに、地域商社設立に向けて町内事業者との協力関係を強化し、運営体制づくりを進める。

(1) ブランドの強化

シティフレグランスブランド「雪水香」の今後の商品展開やプロモーションの拡大に向けた、ブランドのストーリーや理念の体系化・ターゲットおよびペルソナ設定を含むブランドガイドラインを策定する。

(2) 商品ラインナップの拡充

多様な顧客層や販路に対応できるブランド力向上のため、商品ラインナップの拡充や新アイテム開発など魅力的な商品群のあり方を実証的に検討する。

(3) 情報発信・プロモーション強化

ブランドストーリーや商品の魅力を効果的に伝えるため、プロモーションの基本的な戦略や方針を定めながら、多チャネルでの情報発信や、ブランドの魅力を体験できるコンテンツ造成を通じたターゲット層への訴求力や集客効果の向上策を検証。

(4) 町内事業者・パートナーシップの深化

地域全体で雪水香のブランド事業（香り事業）を推進するため、現状分析と協働体制モデルの構築を通じた、協力関係を強化する実証的な仕組みをつくる。

(5) 販路開拓・チャネル戦略強化

商品を体験し、ブランドの理念や価値を最大限伝えられる販売チャネルの拡大に向けて、取扱店選定基準やパートナーシップ方針の設計、質と量の両面から販売戦略を有効性に検証する。

(6) 地域商社設立準備

持続的な地域ブランド事業の推進に向けて、地域商社新設の最適な運営体制の設計、効果的な役割分担や人材配置のモデルをつくるとともに、令和9年度設立に向けた必要条件を確認し、具体策を策定する。

7 委託業務における要求事項

- (1) 効果的にかつ適切に展開できるようにコンソーシアムを組むなど実現可能な体制を整えること。自社のみで事業実施可能な場合はこの限りではない。
- (2) 事業実施体制における山ノ内町も含めた各自の明確な役割を示すこと。
- (3) 関係者間でプロジェクト、造成物、プロモーションにおいて共通認識を持ち、一貫した発信ができるような体制を整えること。
- (4) 個人情報取り扱いや明確な情報管理の所在、必要に応じてNDAの締結など各種法令等を遵守し、また、遵守できる体制を整えること。
- (5) 令和9年度以降の事業継続性に関する取組（コンソーシアム形成やそれに関する企業誘致活動など）についても検討し、検討結果について報告すること。目安としては、検討結果報告を1月頃に行い、事業継続に必要な取組の実施判断を行う。

(6) 本事業の実施にあたっては下記資料を用いること。

- 令和6年度山ノ内町「香りを活用したまちづくり」戦略立案支援業務成果物
- 令和7年度山ノ内町官民連携推進事業支援業務成果物

8 実施体制

- (1) 受託者は、業務実施に必要な管理・運営体制を整備するとともに、事業趣旨に沿った人材を適切に配置した実行体制を構築すること。
- (2) 事業実施にあたっては、個人情報の保護や労働基準法、その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

9 再委託

- (1) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

10 委託者への報告

(1) 進捗状況等の報告

- ・ 受託後は原則月1回の進捗状況報告のほか、委託者の求めに応じ随時状況を報告すること。また、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに町に連絡すること。
- ・ 各事業においては適切なKPIを設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に受託者は委託者側に報告を行うこと。
- ・ 報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示すこと。
- ・ 事業予算に応じた推進を行うことを大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議のうえ、決定していく為に必要な情報を報告すること。
- ・ 事業費においては、委託費として事業の分野ごとの経費内訳を明確にして状況を定期的に報告すること。
- ・ 各種報告についての間隔は、協議のうえ確定するものとするが、提案書においては受託者における想定を明記すること。

(2) 事業完了報告

- ・ 受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた業実績報告書（様式任意）を令和9年3月19日までに委託者へ報告すること。
- ・ 業務完了後、受託者の責任に期すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。またその責任は業務終了後12ヶ月間とする。

11 当該事業における成果品

- (1) 事業実績報告書（任意様式）
- (2) 双方で必要と認めた資料

12 委託費の返還

実績報告書に基づく成果の確認において、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合や達成されない程度が甚だしい場合、又は委託契約の内容もしくはこれに付した条件に違反した場合は委託費の全部または一部の返還を求める。

13 個人情報等の取得・保護・管理等

- (1) 業務上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、業務目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の保護に十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。
- (3) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 知的財産権

本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受託者から委託者に対し、移転されるものとする。

なお、受託者以外で取り扱いをしている一般市販品を利用した場合についてはこの限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。

15 特記事項

- (1) 契約手続き等に使用する言語と通貨は日本語及び日本国通貨を使用すること。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の業務の実施に係る疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分協議を行った上で実施すること。
- (4) 上記の仕様に限らず、よりよい提案を行うこと。